

# こどもの居場所づくり支援事業業務委託

## 企画提案実施要領

### 1 委託業務名

こどもの居場所づくり支援事業

### 2 委託業務の内容

別紙「こどもの居場所づくり支援事業業務委託仕様書」のとおり

### 3 委託業務期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

### 4 委託上限額

10,843,000円（消費税及び地方消費税込み）を上限とする。

### 5 参加資格

複数の者による共同提案を認めるが、この場合は、代表者を定めた上で企画提案競技に参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。また、県との契約締結後、当該代表者と代表者以外の構成員で再委託契約を結ぶこととする。再委託については、別途委託契約書に定める県の事前承認が必要となる。

参加者に必要な資格は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県における一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 公示日から提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- (6) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

## 6 企画提案競技に関する事項

### (1) スケジュール

実施要領掲載	3月 3日 (月)
質問受付	2月 3日 (月) ~ 3月 7日 (金)
質問への回答	3月11日 (火)
企画提案書受付	2月28日 (金) ~ 3月19日 (水)
審査結果通知	3月27日 (木)

### (2) 企画提案書等の提出

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

ア 企画提案参加申込書 (様式1)

イ 企画提案書

別紙「こどもの居場所づくり支援事業業務委託仕様書」の内容を踏まえ、以下の内容を必ず記載すること。

(ア) 基本方針

本事業を実施する上での基本方針及び提案者の強み、特に重要と思えるポイントを記載すること。

(イ) 事業計画

- ・ 全体スケジュール
- ・ こどもの居場所づくりアドバイザーの登録・派遣  
アドバイザー派遣制度を利用してもらうための周知方法について記載すること。  
また、派遣依頼から日程調整、派遣、実績報告まで効率的に実施するための工夫について記載すること。
- ・ こどもの居場所づくりセミナーの実施  
開催候補地や開催方法等、事業効果を高める工夫を記載すること。
- ・ こどもの居場所づくり相談会の実施  
こどもの居場所運営者の課題解決となる相談会の実施テーマについて、候補を提案すること。

(ウ) 運営体制

(エ) 予算内で仕様書の内容に追加できる独自企画案

ウ パンフレット等、法人の事業概要が分かるもの

エ 見積書

オ 決算関係書類

カ 法人税、法人県民税 (県内に事業所がある場合)、法人事業税 (県内に事業所がある場合)、地方法人特別税 (県内に事業所がある場合)、並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

キ 欠格事項に該当しない旨の誓約書 (様式2)

## 7 企画提案書等の提出方法等

### (1) 提出方法

電子メール

※必ず電話による到達確認を行うこと。

### (2) 提出先

埼玉県福祉部こども支援課 こどもの居場所担当

電話 048-830-3348

メール [a3330-04@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3330-04@pref.saitama.lg.jp)

### (3) 受付期間

令和7年3月3日（月）から令和7年3月19日（水）17時まで

### (4) その他

ア 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る。

イ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

ウ 企画提案書等の作成に係る経費は提案者の負担とする。

エ 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りではない。

オ 本委託業務に係る説明会は開催しない。

カ 本企画提案は事業者の選定を目的としており、契約に当たっては提案書の内容に拘束されない。

## 8 質問事項の受付

募集要領の内容に関する質問は次のとおり受け付ける。

### (1) 受付期間

令和7年3月7日（金）17時まで

### (2) 受付方法

質問書（様式3）に記入の上、電子メールで提出すること。

（提出先アドレス）[a3330-04@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3330-04@pref.saitama.lg.jp)

### (3) 回答方法

質問を行った事業者名を伏せた上で、令和7年3月11日（火）までに、本実施要領を掲載したホームページに回答を掲載する。

なお、電話による質問には、輕易なものを除き応じない。

## 8 契約先候補者の決定方法

提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、書面により審査を行う。企画能力や業務実施能力などを総合的に審査し、最も評価が高かった提案者を契約先候補者に決定する。

審査結果通知日（予定）：令和7年3月27日（木）

## 9 契約の相手方の決定方法

(1) 県は、契約先候補者と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴取し、見積書を精査の上、委託契約書を締結する。

(2) 契約先候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に契約候補先に事故のある場合等

契約先候補者としての資格要件を失った時は、契約先候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、企画提案競技審査委員会において評価点が2番目に高かった者を新たに契約先候補者とする。

#### 10 その他留意事項

- (1) 県が提供した資料等については、本企画提案競技及び契約以外の目的で使用することは禁止する。
- (2) 本公募は、本事業に関する令和7年度予算が議決されなかったとき、又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調停手続きを延長し、又は停止する。

#### 11 担当者連絡先

6(2)〈提出先〉と同様